

新潟県中小企業団体中央会

ちゅうおうかい 通信

令和2年4月23日発行 第268号

INDEX

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置及び事業者に対する協力金の支給について
2. 民間金融機関を通じた資金繰り支援について(令和2年4月21日時点)
3. テレワーク・職場のICTの利活用～県内IT関係組合が専門家として組合の相談に応じます！～

新潟県からのお知らせ

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置及び事業者に対する

協力金の支給について

1 施設の使用停止等の協力要請

県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置として、施設の使用停止等の協力要請を行います。

(1) 対象施設

県HP記載の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請(令和2年4月21日付け)」に記載の施設

(2) 要請する休止期間

令和2年4月22日(水)から5月6日(水)まで

2 協力金の支給

県の協力要請に応じて、緊急事態措置の期間中、施設の使用等の停止に全面的に協力頂ける事業者に対して、以下により協力金を支給します。

(1) 対象

県内に事業所を有する中小企業及び個人事業主であって、上記の要請に応じ、少なくとも令和2年4月24日(金)から5月6日(水)までの全ての期間において対象施設の休業等にご協力いただける事業者

(2) 支給額

一事業者あたり10万円

(3) 申請手続き等

協力金に関する申請の受付は、5月上旬から開催する予定です。申請手続き、支給方法等は別途お知らせします。

3 相談窓口の開設

緊急事態措置(施設の休止等の協力要請)の内容や協力金の支給手続きに関する問合せに対応するための相談窓口を設置します。詳細は下記にお問い合わせください。

名 称:新潟県緊急事態措置・協力金相談センター

電話番号:025-280-5222

開 設 日:令和2年4月21日(火)

開設時間:午前9時～午後7時(土日祝日を含む)

URL:<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kikitaisaku/shisetsusiyouseigen-yousei.html>

新潟県からのお知らせ

2. 民間金融機関を通じた資金繰り支援について(令和2年4月21日時点)

【新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(総額2,180億円)】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた中小企業者の資金繰りをさらに支援するため、国の緊急経済対策により、県制度融資を活用した 3年間の実質無利子や保証料ゼロの融資を、民間金融機関(地銀、信金等)を通じ、過去最大規模で実施します。

県制度融資も含めた保証付きの既往債務の借換も3年間の実質無利子や保証料ゼロの対象となります。

なお、国の助成を活用しているため、令和2年度補正予算成立後に取扱いを開始しますが、事前の相談は4月27日(月)から金融機関及び県の「中小企業金融相談窓口」で受け付けます。

融資条件等の詳細は、新潟県「中小企業金融相談窓口」にてお問い合わせの上、ご確認ください。

【お問い合わせ先】

新潟県「中小企業金融相談窓口」(産業労働部 創業・経営支援課 金融係)

電話番号:025-285-6887

時間:8:30~17:30

URL:<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sogyo/yuushi-corona.html>

中央会からのお知らせ

3. テレワーク・職場のICTの利活用

～県内IT関係組合が専門家として組合の相談に応じます！～

当会では、県内IT関係組合3組合(新潟情報通信企業組合、長岡アイティ事業協同組合、上越ICT事業協同組合)と協力して、中小企業事業者のテレワーク・職場のICT利活用に向けた支援を行います。

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国をあげてテレワークを新規で導入する中小企業事業者を支援する動きが始まっているものの、テレワーク導入に向けて何をどうすべきか悩む県内中小企業事業者もいる現状を踏まえ、3組合協力の下、会員組合限定で支援を行います。

「テレワークの導入方法は？」「現状のICT環境はどうなっているか？」「現在ある支援策は？」等々、まずは、お気軽に中央会連携推進課までご相談ください。相談後、専門家派遣が必要な場合には、ICTの専門家が相談対応します。

【相談方法】

中央会連携推進課までお問い合わせください。

【相談費用】

専門家相談費用 半日 6,000円+旅費(税込)

※中央会で相談費用の2/3を負担します(会員組合限定)。

詳細は、中央会HP(<http://www.chuokai-niigata.or.jp>)「中央会からのお知らせ」欄にて掲載しています。

【注意事項】

- ・予算、スケジュールによっては対応できない場合があります。
- ・相談時には、「三密」の回避等、感染拡大防止に十分ご留意ください。

【お問い合わせ】

新潟県中小企業団体中央会 連携推進課 電話番号:025-267-1100